

(授業料の額等)

第 2 条 授業料の額は、次のとおりとする。

- 一 学 部 年額 6 4 2 , 9 6 0 円
- 二 大学院 年額 5 3 5 , 8 0 0 円

2 学年の中途において入学し、退学し、若しくは転学した者又は休学した者の授業料の額は、その者が当該学年中において現に在学した月数に応じて前項各号に規定する授業料の年額を月割計算した金額とする。

第 3 条 授業料は、次の期に分ち、理事長の指定する期日に納付しなければならない。

	前 期	後 期
学 部	3 2 1 , 4 8 0 円	3 2 1 , 4 8 0 円
大 学 院	2 6 7 , 9 0 0 円	2 6 7 , 9 0 0 円

第 4 条 理事長は、必要があると認めるときは、授業料を分割納付せしめ又は減免することができる。